

令和 6 年度 PTA 進路部【成年後見制度勉強会報告】

11 月 12 日(火)に一般社団法人ウィル・トラストの行政書士 栗田 正子様、司法書士 河邊 佑介様を講師にお招きして「**成年後見制度**」についてお話を伺いました。

(出席者、オンライン参加者含め 37 名)

まず、成年後見制度は大きく分けて 2 種類あり

- ・1 つは認知症、知的障がい、精神障がいにより本人の判断能力が不十分になった場合に本人の為に本人や親族などが家庭裁判所に申立する事によって利用できる「法定後見制度」というものがあります。
- ・もう 1 つが、将来親が老化や病気により判断能力が無くなった場合に、元気なうちから誰に支援をしてもらうか決めておき、判断能力が低下したら本人の生活や財産を守るための支援が開始される制度「任意後見制度」というものがあります。

2 つの違いは後見人を選ぶ際

法定後見制度▶家庭裁判所が後見人にふさわしい人を選ぶ

任意後見制度▶自分で支援者を選ぶことができる(親戚、友人等)

今回お話を聞いてみて、とても複雑で成年後見制度は家庭裁判所が主に関わってくること。

成年後見制度を利用する事によって財産管理や、必要な介護の手続き施設の入所手続きもしてくれること。※中には本人の同意を得ないとならないものもあるので注意が必要。

子どもの将来の為に貯金をしておこうと、子どもの通帳の中にそれなりに残高があった場合に、財産は本人にしか使えないので節税対策の為に親族に贈与することが原則に出来ない。※ただ扶養義務の範囲内の支出は出来る。【貯金額は程々が良いという事が知れました】

成年後見制度を利用するには費用もそれなりに掛かると言う事を知れました。

いつかは子どもより親の方が先に逝ってしまうと思うと、長生きして子どもの成長を見守りたいなあと思える内容でした。

お忙しい中、栗田様、河邊様に貴重なお話を頂きありがとうございました。成年後見制度についてこういったものなのか、こんな時どうすれば良いのかという話が聞けて良かったと思います。

この度、勉強会にご参加頂いた保護者の皆様、先生方ありがとうございました。

※「リーガルサポートおおさか」のホームページにて 成年後見制度について詳しく掲載されています。